

登園許可証明書

医師用

意見書

小百合幼稚園 さゆりNursery園長殿

園児名 _____

下記の疾病にて治療のところ、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
年 月 日から登園可能と判断します。

_____年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____

印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

(該当する疾病に、○をつけてください。)

○印	感染症名	登園のめやす
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過してから
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え2日経過してから (アデノウイルス)
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから (アデノウイルス)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

(厚生労働省発行『保育所における感染症対策ガイドライン』を準用)